

平成30年度主要債権における滞納整理強化期間実施計画書

主要債権収入状況(平成30年9月末)

資料3参考資料

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額			収入率(%)		
						本年度	前年度	縮減額	本年度	前年度	増減
市税	現年度分	131,008,296,690	70,972,649,783	129,364	0	60,035,517,543	52,180,453,712	▲ 7,855,063,831	54.17%	55.95%	▲ 1.78
	滞納繰越分	1,739,999,158	454,696,927	55,415,229	0	1,229,887,002	1,564,465,502	334,578,500	26.13%	25.50%	0.63
	合計	132,748,295,848	71,427,346,710	55,544,593	0	61,265,404,545	53,744,919,214	▲ 7,520,485,331	53.81%	55.40%	▲ 1.60
国民健康保険料	現年度分	14,855,750,200	5,885,688,683	0	19,565,600	8,989,627,117	9,407,152,090	417,524,973	39.49%	39.09%	0.39
	滞納繰越分	3,124,884,171	418,421,040	266,933,925	1,362,009	2,440,891,215	2,863,328,554	422,437,339	13.35%	12.56%	0.78
	合計	17,980,634,371	6,304,109,723	266,933,925	20,927,609	11,430,518,332	12,270,480,644	839,962,312	34.94%	33.89%	1.05
介護保険料	現年度分	14,103,652,600	6,773,054,000	0	0	7,330,598,600	6,913,846,800	▲ 416,751,800	48.02%	48.48%	▲ 0.46
	滞納繰越分	267,375,804	24,831,262	0	0	242,544,542	266,913,891	24,369,349	9.29%	9.47%	▲ 0.18
	合計	14,371,028,404	6,797,885,262	0	0	7,573,143,142	7,180,760,691	▲ 392,382,451	47.30%	47.65%	▲ 0.34
保育料	現年度分	1,174,445,400	964,819,150	0	0	209,626,250	210,130,080	503,830	82.15%	81.94%	0.21
	滞納繰越分	134,167,464	13,454,133	0	0	120,713,331	134,787,895	14,074,564	10.03%	7.29%	2.74
	合計	1,308,612,864	978,273,283	0	0	330,339,581	344,917,975	14,578,394	74.76%	73.65%	1.11
市営住宅使用料	現年度分	1,335,983,199	571,330,315	0	0	764,652,884	787,098,871	22,445,987	42.76%	42.79%	▲ 0.03
	滞納繰越分	190,552,822	23,422,413	0	0	167,130,409	247,198,715	80,068,306	12.29%	9.88%	2.41
	合計	1,526,536,021	594,752,728	0	0	931,783,293	1,034,297,586	102,514,293	38.96%	37.32%	1.64
診療収入等(清水病院)	現年度分	4,717,727,712	3,204,953,156	0	0	1,512,774,556	1,289,404,316	▲ 223,370,240	67.93%	69.79%	▲ 1.85
	滞納繰越分	122,095,706	4,946,720	0	0	117,148,986	118,226,408	1,077,422	4.05%	4.82%	▲ 0.77
	合計	4,839,823,418	3,209,899,876	0	0	1,629,923,542	1,407,630,724	▲ 222,292,818	66.32%	67.94%	▲ 1.62
水道料金	現年度分	4,048,136,320	3,781,402,187	0	0	266,734,133	261,410,760	▲ 5,323,373	93.41%	93.59%	▲ 0.18
	滞納繰越分	59,258,513,370	58,995,524,500	0	0	262,988,870	274,904,015	11,915,145	99.56%	99.54%	0.02
	合計	63,306,649,690	62,776,926,687	0	0	529,723,003	536,314,775	6,591,772	99.16%	99.16%	0.01
下水道使用料	現年度分	4,374,150,700	4,106,936,232	0	0	267,214,468	260,775,360	▲ 6,439,108	93.89%	94.05%	▲ 0.16
	滞納繰越分	61,712,961,530	61,527,395,592	0	0	185,565,938	197,183,712	11,617,774	99.70%	99.68%	0.02
	合計	66,087,112,230	65,634,331,824	0	0	452,780,406	457,959,072	5,178,666	99.31%	99.30%	0.01

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債権名	市税	担当課名	滞納対策課
実施期間	取組内容		目標
	現年分<<未収債権の早期回収>> 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分<<未収債権の縮減>> 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	
	1 回目 ①平成 30 年 11 月 1 日 ~12 月 3 日 <納税課及び清水市税事務所> ②平成 30 年 11 月 1 日 ~11 月 30 日 <滞納対策課> 2 回目 平成 31 年 2 月 <全課>	<納税課及び清水市税事務所> 税目期別毎に月単位で催告及び財産調査等が計画された滞納整理事務スケジュールに則り、実施 ・一斉文書催告 2 回 ・夜間納税相談、電話催告 4 回 ・休日納税相談、電話催告 2 回	

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原因	解決策
(非該当)	(非該当)

◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

【様式 1】

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債権名	国民健康保険料（税）	担当課名	福祉債権収納対策課
実施期間	取組内容		目標
	現年分<<未収債権の早期回収>> 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分<<未収債権の縮減>> 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	
平成 30 年 11 月 1 日～ 12 月 28 日	平日昼間通話不能事案に対する電話催告 （現年分・滞納繰越分共通） ・夜間電話催告 17 回（火・木曜日） ・休日納付相談 1 回（12 月 16 日） ペイジー口座振替受付サービス等による 口座振替加入強化	平日昼間通話不能事案に対する電話催告 （現年分・滞納繰越分共通） ・夜間電話催告 17 回（火・木曜日） ・休日納付相談 1 回（12 月 16 日） 冬のボーナスを踏まえた少額分納事案の増額折衝 ・対象事案の呼出折衝	滞納処分 50 件 処分停止 20 件 口座振替加入件数 50 件 分納事案の増額 50 件 30 年 12 月末合計収納率が前年同月比で 1.5 ポイント以上向上

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原因	解決策
(非該当)	(非該当)

- ◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債権名	介護保険料	担当課名	介護保険課
実施期間	取組内容		目標
	現年分<<未収債権の早期回収>> 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分<<未収債権の縮減>> 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	【滞納整理強化期間を実施することにより見込まれる効果】
平成 30 年 11 月 1 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	<介護保険課> ○全滞納者への催告 ・一斉文書催告 2 回 <介護保険課及び 3 区高齢介護課> ○滞納件数 3 件以上の滞納者への催告 ・夜間電話催告 3 回	<介護保険課> ○長期滞納者及び分納不履行者への催告等 ・夜間電話催告 5 回 ・徴収嘱託員による訪問催告 15 日間 ・財産調査 ○全滞納者への催告 ・一斉文書催告 1 回	・期間収納率（普通徴収のみ）※ 現年分 30.63%（30.61%） 滞繰分 4.22%（4.19%） ・夜間電話による完納・分納約束 110 件（104 件） ・徴収嘱託員の訪問催告による完納・分納約束 30 件（－） ※期間収納率 期間収納額 / 1 月末時点の調定額

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原因	解決策
(非該当)	(非該当)

- ◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

【様式 1】

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債権名	診療収入等	担当課名	清水病院 医事課
実施期間	取組内容		目標
	現年分<<未収債権の早期回収>> 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分<<未収債権の縮減>> 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	
1 回目 平成 30 年 10 月 1 日～ 10 月 31 日 2 回目 平成 30 年 12 月 1 日～ 12 月 28 日 3 回目 平成 31 年 2 月 1 日～2 月 28 日	1 電話催告等の実施 (1) 実施時期：期間中毎月実施 (2) 対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 (3) 内 容：夜間自宅訪問による催告の実施 電話による催告の実施 (昼夜問わず) 文書による催告の実施 (電話不通者) 滞納整理強化期間における実施目標 1 夜間自宅訪問による催告 10 回 2 夜間電話による催告 3 回	1 電話催告等の実施 (1) 実施時期：期間中週 1 回実施 (2) 対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 (3) 内 容：夜間自宅訪問による催告の実施 電話による催告の実施 (昼夜問わず) 文書による催告の実施 (電話不通者) 滞納整理強化期間における実施目標 1 夜間自宅訪問による催告 10 回 2 夜間電話による催告 3 回	H30 年度回収目標 ・現年度分 583,000 円 ・過年度分 595,000 円 H29 年度納付実績 ・現年度分 14 人 529,430 円 (回収率 33%) ・過年度分 15 人 565,800 円 (回収率 9%)

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原 因	解 決 策
(非該当)	(非該当)

- ◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債 権 名	保育所保育料（B債権）【こども園使用料（C債権）を含む】		担当課名	幼保支援課
実施期間	取組内容			目 標
	現年分≪未収債権の早期回収≫ 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分≪未収債権の縮減≫ 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	【滞納整理強化期間を実施することにより見込まれる効果】	
1 平成 30 年 11 月 1 日～12 月 28 日 ＜幼保支援課及び各区子育て支援課＞	＜幼保支援課及び各区子育て支援課＞ 1 平成 30 年 11 月 1 日～12 月 28 日 ① 夜間電話催告を実施 4 日間 ② 園と連携し保護者との直接面談による納付相談等を実施 3 回	＜幼保支援課＞ 1 平成 30 年 11 月 1 日～12 月 28 日 ① 夜間電話催告を実施 4 日間 ② 園と連携し保護者との直接面談による納付相談等を実施 4 回 ③ 臨戸訪問を実施 4 回 ④ 支払督促における納付相談を実施	【期間収納率】 現年分 22.95% (22.94%) 滞繰分 3.30% (3.25%) ※期間収納率 期間収納額/12 月末時点の調定額	
2 平成 31 年 2 月 18 日～3 月 20 日 ＜幼保支援課及び各区子育て支援課＞	2 平成 31 年 2 月 18 日～3 月 20 日 (卒園者を対象) ① 夜間電話催告を実施 2 日間 ② 園と連携し保護者との直接面談による納付相談等を実施 3 回	2 平成 31 年 2 月 18 日～3 月 20 日 (卒園者を対象) ① 夜間電話催告を実施 4 日間 ② 園と連携し保護者との直接面談による納付相談等を実施 2 回	① 夜間電話折衝等による完納・分納約束 180 件 (173 件) ② 臨戸訪問による完納・分納約束 30 件 (27 件) ③ 支払督促による完納・分納約束 30 件 (24 件) ④ 園との連携による完納・分納約束 10 件	

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原 因	解 決 策
(非該当)	(非該当)

◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

【様式 1】

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債 権 名	市営住宅使用料		担当課名	住宅政策課
実施期間	取組内容			目 標
	現年分<<未収債権の早期回収>>	滞納繰越分<<未収債権の縮減>>		
	【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】		
平成 30 年 11 月 1 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	1 電話催告・納付指導 2 文書催告 3 訪問催告 4 夜間電話催告 9 回 5 休日納付相談 1 回	1 文書催告 2 現地調査 3 法的措置（明渡訴訟、強制執行）		期間中収入率 22.33% (21.25%)

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原 因	解 決 策
(非該当)	(非該当)

- ◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。

平成 30 年度滞納整理強化期間実施計画書

債 権 名	水道料金、下水道使用料		担当課名	営業課
実施期間	取組内容		目 標	
	現年分<<未収債権の早期回収>> 【平成 30 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】	滞納繰越分<<未収債権の縮減>> 【平成 29 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】	【滞納整理強化期間を実施することにより見込まれる効果】	
給水停止業務、電話催告、及び法的措置を見据えた文書催告・調査 平成 30 年 8 月～12 月 転居催告 平成 30 年 8 月 過年度 1 期催告 平成 30 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・累計 2 期以上の滞納者に対する給水停止業務（予告通知・執行・納付相談） ・電話催告の実施 未納者に対し、電話により納付を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居催告（文書） H29 年 10 月～H30 年 3 月中止精算分 ・過年度 1 期催告（文書） H24 年度～H28 年度中 1 期のみ未納 ・支払督促、差押を見据えた文書催告、調査（滞納者の性質別類型化の分類に基づく長期及び下水道使用料のみの滞納者を対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居精算分催告の収入率 30.00%（－） ・過年度 1 期催告分の収入率 67.00%（66.46%） ・長期及び下水のみ滞納者の収入率 8.00%（7.86%） 	

前年度比収入未済額増の債権及び平成 29 年度収入率 10%未満の債権に対する原因及び解決策

原 因	解 決 策
(非該当)	(非該当)

- ◆別紙の※欄に○印が付されている債権については、上記「原因及び解決策」を記入してください。
 なお、解決策については、滞納整理強化期間だけでなく通年にわたる方策も含め記載してください。